

チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議の設置について(設置要綱)

平成12年2月8日

(最終改正 令和7年6月24日)

1. 「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」(平成12年2月8日付閣議了解) 3.(3)に基づき、「チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設ける。

2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。

内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)
総務省自治財政局長
財務省大臣官房総括審議官
経済産業省製造産業局長
環境省総合環境政策統括官
熊本県副知事

3. 連絡会議の運営について構成員を助けるため、連絡会議に幹事を置くこととし、次の者をもって充てる。

内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)
総務省自治財政局調整課長
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
経済産業省製造産業局素材産業課長
環境省大臣官房総合政策課長
環境省大臣官房環境保健部企画課長
熊本県環境生活部長

4. 連絡会議の議長は、環境省総合環境政策統括官をもって充てる。

5. 連絡会議の庶務は、環境省大臣官房総合政策課において処理する。

6. その他連絡会議の運営に関し、必要な事項は、連絡会議が定める。